

令和3年度
県産材利用サステナブル住宅普及促進事業
住宅リフォーム支援
Q & A

Q 1 補助金交付申請件数が募集件数を超えた場合はどうなりますか

答) 補助金交付申請書は先着順で受付するため、募集件数を超えた後に補助金交付申請があった場合は返却することになります。あらかじめ御了承願います。

なお、募集件数を超えた当日については、予算の範囲内で受付をします。予算の範囲を超えた場合は、その日に宮城県林業振興課に到達した補助金交付申請書の中から、抽選により受付対象者を決定します。

Q 2 補助金交付申請書に添付する納税証明書とは何ですか

答) 応募の条件として、宮城県の県税に未納がないことを証明していただくための書類です。納税証明書は必ず宮城県内の県税事務所で取得してください。

なお、現在宮城県外にお住まいの方でも、宮城県内の県税事務所で納税証明書が発行されます。発行方法等詳細は、各県税事務所までお問い合わせください。

詳しい手続きの方法は「利用の手引き」の10～12ページを御覧ください。

Q 3 住宅リフォームの補助対象を教えてください。

答) 現在済んでいる住宅はもちろん、新たに所有した空き家や事務所等を増改築等して、自己の居住用にするものが補助対象となります。

また、マンション等の自己の所有する居室についても、増改築等の補助対象となります。

Q 4 事業開始（木工事の着工）はいつできるのでしょうか

答) 原則として、事業開始（木工事の着工）が可能となるのは補助金交付決定後です。

Q 5 木工事に一部着手している場合は補助対象となりますか

答) Q 3 のとおり、木工事に着手する前に補助金交付申請いただくことが原則です。

ただし、住宅の早期再建など、早期に工事に着手する必要があつて、使用している木材が宮城県産材・優良みやぎ材であることが確認できる場合は、補助金交付申請書と一緒に交付申請前着手届を提出してください。

なお、申請時点で既に住宅が完成している場合は補助対象となりません。

Q 6 他の木材費等に係る補助事業との併用は認められますか

答) 原則として、国又は県が実施する木材費等の補助との併用はできません。

但し、他の補助事業が本事業との併用を認めている場合は、この限りではありません。

Q 7 店舗兼住宅等の併用住宅は補助の対象になりますか

答) 店舗兼住宅等の併用住宅の増改築等においては、住宅部分のみの補助となります。

木びろい表作成等について注意点がありますので、詳しい手続きについては、御連絡ください。

Q 8 車庫や倉庫等は補助の対象になりますか

答) 住宅リフォームと一体の車庫や物置等はリフォームの対象になります。

Q 9 集合住宅（アパート、マンション等）は補助の対象となりますか

答) Q 3 のとおりで、この事業は、リフォームして居住する住居を対象としており、居住しているマンションの居室は対象となります。また、アパート等の集合住宅は、その集合住宅の建築主等が申請する場合は補助対象となります。

Q 10 宮城県産材を使うには、どうしたらいいですか

答) 設計段階から設計事務所・工務店の方と十分打合せを行い、宮城県産材（県産 JAS 製品、優良みやぎ材）と指定してください。また、宮城県産材や県産 JAS 製品、優良みやぎ材を使用したことを証明する書類の取得も併せて要請してください。

特に、優良みやぎ材は納品前に認証検査を受ける必要がありますので御注意ください。

Q 11 補助金はいつ振り込まれますか

答) 事業完了後に県に対して実績報告書を提出し、補助金交付申請者に補助金額の確定通知書を送付した後になります。

なお、確定通知書を発送してから補助金を振り込むまでには1~2ヶ月程度時間を要しますので、あらかじめ御了承願います。

Q 12 県産材住宅モニターとはどのようなことをするのですか

答) 必要に応じ、現場を見学会などの県産材PRの場として提供していただくほか、アンケート調査に協力していただきます。

また、宮城県産材の需要拡大に関する広報などに、アンケートや完成住宅の写真を活用することについて協力を依頼することがあります。

**Q13 住宅の所有者が、夫婦2名なので補助金交付の申請者を夫婦連名で
したいのですが、できますか**

答) 2人以上の連名による申請はできません。どちらか1人で申請してください。

なお、この場合、納税証明書は申請者となる方のみ提出してください。

Q13 建設業法の許可が不要な業者が施工する場合は、補助の対象となりますか

答) 軽微な建設工事のみを請け負っているため建設業法の許可を必要とする業者に該当しない場合は、下記に例示します木造住宅を建築することができる技能者であることを証明する書類の写しを添付してください。

建設業法の許可書の他、下記に例示します書類をお持ちでない業者が施工される場合は、宮城県林業振興課へ個別に御相談ください。

なお、建設業法の許可が必要な工事等の資格要件を遵守願います。

・該当書類の写し（下記の中から1点）

建設職組合員証、建築士免許証、大工技能士免許証、建設職として加入している労災保険・雇用保険関係の証明書、瑕疵担保保険（任意保険）の加入証

Q14 「自然災害等」とは、どのような災害が該当しますか

答) 災害対策基本法第2条第1項により規定する災害が該当します。

**Q14 罹災証明書の取得者と補助金交付申請者が異なる場合は、自然災害
等で一部損壊・床上浸水以上住宅を罹災した場合の要件に該当しますか**

答) 原則として、罹災証明書の発行を受けた方と補助金交付申請者は同一である必要があります。ただし、同居する家族と連名で住宅を建設する場合や、住宅完成後に罹災者と同居する場合は、同居を確約する書類を提出いただくことで該当となる場合があります。

上記の他，詳しくは宮城県林業振興課へお問い合わせください。